

## 守口市ものづくり企業等経営持続助成金申請要領

### 1 目的

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、3密になりやすい作業スペース、倉庫等で事業従事している市内製造業者及び卸売業者に対して、事業所の新しい生活様式への対応や、営業に係る PCR 検査及び抗原検査の実施等の感染予防及び感染拡大防止対策を支援し、持続可能な経営を推進すること目的とするものです。

### 2 交付対象者

助成金の交付対象者は次のとおりです。ただし、みなし大企業<sup>※1</sup>や国又は地方公共団体が出資する法人<sup>※2</sup>は対象となりません。

- (1) **法人** 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する法人
- (2) **個人** 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する個人事業主

**※1 みなし大企業** 大企業が実質的に経営に参画している次に掲げる法人をいいます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している法人
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している法人

**※2 国又は地方公共団体が出資する法人とは**

国又は地方公共団体から金額の多寡を問わず支出を受けているなど国又は地方公共団体において出資法人等（外郭団体、第三セクター含む）として定義されている法人

**【留意事項】** 次のような反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

- (1) 法人が、暴力団（守口市暴力団排除条例（平成 25 年守口市条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する規定事務所をいう。）の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 3 交付対象事業

交付対象者が、市内の事業所において、業種別ガイドラインに基づき実施する感染予防及び感染拡大防止対策です。

業種別ガイドラインは、自主的な感染予防の取組を進めることを目的に、各業界団体によって作成されました。詳細については、業種別ガイドライン（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ）をご覧ください。

#### 【参考】

業種別ガイドライン（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>



#### 製造業

「製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

#### 卸売業

「食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」

「製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び「食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、対策例を表にしました。下表に記載している対策以外でも、業種別ガイドラインに基づく事業であれば、助成対象となる可能性があります。詳細については、守口市ものづくり企業等経営持続助成金コールセンターまでお問合せください。

対策例	
体調管理等	非接触温度計（ハンディタイプ）、非接触温度センサー（サーモグラフィー）、PCR 検査、抗原検査
飛沫感染防止	アクリル板、パーテーション、ビニールカーテン、マスク
手洗いの徹底	センサー式水道蛇口（後付け）、石鹸、アルコール消毒液
作業スペース、倉庫等の換気	空気清浄機、サーキュレーター、換気設備の新設、CO2 モニター
適切な保湿	加湿器
工程毎の区域の整理	フロアマーカー
定期的な消毒	アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム溶液、エタノール、ペダル式消毒液スタンド、自動アルコール噴霧器

#### 4 助成金額

- (1) 小規模事業所<sup>※3</sup> 1事業所当たり 10万円
- (2) 小規模事業所以外の事業所 1事業所当たり 20万円

(注) 1事業所につき1回限りとなります。

#### ※3 小規模事業所

- ア 製造業 1事業所当たりの常時使用する従業員数が、20人以下の事業所
- イ 卸売業 1事業所当たりの常時使用する従業員数が、5人以下の事業所

#### 5 交付要件

申請日時点において、下記の(1)～(4)の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 申請日時点で、営業の実態があり、守口市内に事業所<sup>※4</sup>を有していること。
- (2) 主たる事業として製造業又は卸売業を営んでいること<sup>※5</sup>。
- (3) 事業者による業種別ガイドラインの遵守徹底に資する事業を実施し、又は実施予定であること。
- (4) 感染症拡大防止対策推進事業者として、市ホームページへの事業者情報(事業者名・屋号及び住所)の掲載に同意すること。

#### ※4 事業所とは

継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的、物的設備を有する拠点となる場所(事務所等)をいいます。自宅が事業活動拠点の場合は、自宅を事業所として扱うことができます。

#### ※5 製造業又は卸売業を営んでいること

製造業(日本標準産業分類(平成21年3月23日付け総務省告示第175号)に規定する大分類E(製造業)をいう。)又は卸売業(日本標準産業分類に規定する大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業をいう。)

#### 6 申請手続き

- (1) 申請期間 令和3年12月1日(水)～令和4年2月28日(月)

- (2) 申請方法 申請は、郵送申請です。

- (3) 提出先 〒570-8666  
守口市京阪本通2丁目5番5号  
守口市役所 市民生活部 地域振興課  
※封筒に「ものづくり企業等経営持続助成金申請書 在中」と記載

#### (4) 申請書類の取扱い

申請書類の提出には、「申請に必要な書類」が全て必要です。申請書類に不足や記載漏れ等の不備がある場合は、電話や郵送で資料の追加依頼、修正等をお伝えします。この場合、必要な修正を行った上で再提出していただくことになります。(申請書類の一部のみを提出された場合も同様です。)

### 7 助成金の交付

#### (1) 助成金の交付の決定、通知

ア 審査の結果、交付の決定が認められた場合

助成金の交付決定の通知は、助成金の入金をもって通知とします。

イ 審査の結果、給付が不相当と認められた場合

助成金の不交付決定を行い、守口市ものづくり企業等経営持続助成金不交付決定通知書により、申請者に通知します。

#### (2) 助成金の支払

助成金は、申請時に指定された金融機関口座に振り込みます。

### 8 その他

(1) 助成金交付の決定後、交付対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、助成金の交付決定を取り消し、申請者が既に助成金を受給している場合は、返還していただきます。

(2) 助成金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、事業所の実態、活動状況等に関する調査等を実施することがあります。

(3) 申請書類に記載された情報は、守口市暴力団排除条例第 14 条に基づき、大阪府警察本部に照会することがあります。

(4) 提出された書類は返却いたしませんので、必要な場合はコピー等を手元に保管ください。

(5) 個人情報の取扱いに関して、助成金の調査等に関する事務に限り、市が使用すること、また、市が一部事業委託している事業者と共有することがあります。

#### **【問合せ先】**

**守口市ものづくり企業等経営持続助成金コールセンター**

**【開庁時間】** 午前9時から午後5時30分まで(土曜日・日曜日、祝日を除く。)

**【電話番号】 06-6997-6430**

## 申請に必要な書類

### 1 守口市ものづくり企業等経営持続助成金申請書【必須】

必要事項を全て記入してください。(誓約部分は、代表者が自署。法人の場合は、記名押印可です。)

申請書類は、ホームページに掲載します。また、市内各コミュニティセンターにも配架しています。

### 2 申請日において営業活動を行っていることがわかる書類【必須】

(1) 次の確定申告書の写し【申告期限未到来の場合や提出義務がない場合、不要】

区分	対象期間	提出書類 (全て必須)
法人	直近	・法人税確定申告書別表一 (一) の写し ・法人事業概況説明書 (表・裏の両方) の写し
個人	令和2年分	・確定申告書B第一表・第二表の写し ・青色申告決算書、白色申告収支内訳書のいずれかの写し

【留意事項】 次の点に注意してください。

- ① 税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写しを提出してください。
- ② 確定申告書の上部に「電子申告の日時」及び「受付番号」の記載があるものは受信通知の添付は不要です。
- ③ 受付印がない確定申告書がある場合、申告の義務がない場合等は、次の書類のいずれかを提出してください。
  - ア 納税証明書 (その2) : 税務署発行
  - イ 事業税申告書の写し (府税事務所の受付印のあるもの)
  - ウ 住民税申告書の写し (市区町村の受付印のあるもの)
  - エ 課税 (所得) 証明書 : 市区町村発行
  - オ 法人の履歴事項全部証明書【法務局発行・申請日の3か月以内の発行】
  - カ 個人事業の開業・廃業等届出書 (開業届) の写し

(2) 守口市内の事業所の所在がわかる書類【(1) でわかる場合は、不要】

- ア 所有の場合 : 建物の登記事項証明書 (登記簿謄本・原則3か月以内の発行)
- イ 賃貸の場合 : 建物の賃貸借契約書の写し※<sup>8</sup>

#### ※8 賃貸借契約書の写し

契約者の住所、署名捺印 (又は記名押印) が分かるものを提出してください。また、転貸借している場合は、賃貸者契約書の写し以外に、転貸借の事実が分かる書面 (契約書等) を提出してください。

### 3 業種がわかる書類【P5の2の書類で業種がわかる場合は不要】

実際に営んでいる業種が異なる場合、P5の2の書類で確認できない場合等は、次のいずれかの書類をご提出ください。

- (1) 営業に関する許認可証等の写し
- (2) その他業種が確認できる書類

### 4 本人確認書類【必須】

法人の代表者に対する本人確認のために、原則、次のいずれかの写しを提出してください。なお、有効期限があるものについては、有効期限内のものとしします。

- (1) 次のいずれか1点での確認
  - ア 運転免許証（表・裏）又は運転経歴証明書（平成24年4月1日以降分。表・裏）
  - イ 旅券（パスポート。顔写真記載ページと所持人記入欄ページ）
  - ウ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（氏名、生年月日記載面）
  - エ 住民基本台帳カード（顔写真付きのもの。表面）
  - オ マイナンバーカード（表面）
  - カ 在留カード（表・裏）
  - キ 特別永住者証明書（表・裏）
  - ク 外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のもの。表・裏）
- (2) 次のいずれか2点での確認
  - ア 住民基本台帳カード（顔写真なしのもの。表面）
  - イ 公的医療保険の被保険者証（住所、氏名、生年月日が記載されている面）
  - ウ 年金手帳（氏名、生年月日の記載面）
  - エ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか

### 5 口座情報が確認できる書類【必須】

- (1) 申請書記載口座の通帳の写し（通帳の1ページ目の見開きのコピー）
- (2) キャッシュカードのコピー又はネットバンキングの支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるページの写し（ネットバンキングなど通帳不発行の場合）

注：原則、代表者名義の口座を申請書に記載してください。会計担当者名義の口座を運用上使用している等の事情がある場合は、口座振替依頼書・委任状を提出してください。

### 6 従業員数が確認できる書類【小規模事業所以外の事業所】

P5の2の書類でわかる場合は提出不要です。そうでない場合や、事業所が複数ある場合等は、申請する事業所毎に次のいずれかの書類をご提出ください。

- (1) 労働者名簿
- (2) 労働保険・概算確定保険料申込書（写し）の控え
- (3) 健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書
- (4) その他事業所毎の常時使用する従業員数が確認できる書類